

議会運営委員会会議録

平成13年2月22日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 ○吉川 勝義 小野 隆雄
野呂 民平 西谷 剛周 萬里川議長
欠席委員 村中 政昭

2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙のとおり

| | |
|------|---|
| 委員長 | 開会宣言（午前9時00分） |
| 議長 | あいさつ 署名委員 野呂委員、西谷委員 |
| 委員長 | レジメにしたがいまして本日の審査並びに協議をさせていただきます。まず、始めに平成13年第1回斑鳩町議会定例会についてご協議させていただきたいと思います。 お手元に配付しております日程表をご確認いただきたいと思います。会期日程は3月1日に初日、日程表のとおり進めさせていただき、23日に最終日ということで確認をさせていただきたいと思いますが、若干卒業式等が入ってまいりますので時間的なことでそれぞれの委員会のもちかたが異なっている部分がありますので、開会時間も併せて確認いただきたいと思います。よろしいですか。 |
| 小野委員 | 初日は午後1時開会ということになっていますが、前回午前中に議員さんに来てもらっておくかという話があったと思いますが、それらの周知はどのようにされるのか。1時に集まってそれからやっつけていかれるのか、通告の関係もありますので、事務局の方ではどのように考えているのか。 |
| 事務局長 | 前回にお話が出ておりましたのは、1時開会、それまでに通告をしていただきまして、一般質問のくじが終わりまして、同時に議運とか全協も開きまして本会議を開催するという話が出ておりましたので私のメモにはそのように書いております。 |
| 小野委員 | 議運でそのような話であったかと思うが、全協ではそこまでいってな |

かったかに思う。だからそれらを徹底していただいた方がいいのではないのか。

委員長 暫時休憩いたします。（午前9時03分）

委員長 再開いたします。（午前9時05分）

本会議初日の午後1時開会に関わっては、議会運営委員会の委員の皆さまには12時30分に起こしいただく。食事を済まされて起こしいただくということでお願いします。その他の議員の皆さんには午後1時開会に間に合うように議会棟に起こしいただくということで確認をしたいと思います。一般質問の通告については午後1時ということで確認しておきます。

続いて、付議予定議案について部長より説明を受けます。

総務部長 （付議予定議案について説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けします。

（ 質疑なし ）

委員長 それでは、議案の振り分けをさせていただきたいと思います。

（別紙）

この振り分けに関わってであります。レジメから順序が異なりますが、議案の3番目、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。部長の方からご説明いただいたかと思いますが、4月から施行されます政治倫理条例に関わって、条例並びに規則に関わる条例になるかと思えます。過日行われました総務常任委員会の委員さんの方から政治倫理条

例に関わる施行規則並びに審査会の規則に関わって、どうなっているのか、どこで議論をするのかという質問が出ました。部長の方からこれまでの経過もあるので、議会運営委員会の打ち合わせの中で議会運営委員会というふうに考えておりますということで、ご答弁をいただいたところであります。大変お手数をかけますが、お手元に斑鳩町政治倫理条例施行規則（案）、斑鳩町政治倫理審査会規則（案）がお配りをさせていただいていると思いますので、この件について部長から先にご説明いただき、議運の皆さんのご意見をいただきたいと思いますがそのように扱いをさせていただいてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、部長の方から説明していただきます。

総務部長 この規則につきましては、条例を受けまして規則 という形でするものでありますが、本来1本にするか2本にするか2つの方法がありますが、わかりやすくするために審査会の関係につきまして別立しそれ以外について規則をつくったと、2本立ての規則にさせていただいております。

まず審査会の規則以外のものについて説明させていただきます。

（資料により説明）

委員長 ご説明いただきました規則について何か質問がありましたらお受けいたします。

西谷委員 施行規則の中の調査請求権のできない範囲内の任期満了の日前180日から当該選挙期日後30日とありますが、そよでもこれくらい長い期間ですか。

総務部長 田原本も180日となっております。

西谷委員 他の分はわからないのか。

総務部長 運営の中で選挙前とかに請求されますと相当事務が混乱しますので、それは運用の中におそらくしているのかと思いますが、室生村を見ますと、それはありません。助役と共々室生村へ行って聞いてきた中では、できればそういったことを規定された方がいいのではと聞いておりました。

委員長 他のところは調べておられないのですか。

総務部長 室生村、田原本。

委員長 根拠が何かあるのですか。

総務部長 あくまでもその間、請求されますと選挙の事務に支障を来すということになりますので、その間ははずすという形でしております。

小野委員 一昨年議運で榛原町に視察に行ったとき、榛原町もそういう規定があったように思います。当時の西谷委員長が質問されていて、やはり選挙に対する影響を考慮されたのですかということだったと思う。

西谷委員 通常、期間を決める場合に1つの根拠として、公選法でいわれている期間では選挙の3ヶ月前から政治活動が制限される。そういう考え方からしたら、それプラス審査する日にちを入れた形でこうなったのか。

| | |
|------|---|
| 委員長 | 他の観点で質問がありませんか。 |
| 小野委員 | 代表者を定めて行わなければならないということで、ここに調査請求の代表者ということで名前を書く。この人が代表者という認識でよいのですね。ここでどうしても代表者1人だったらかなわないと言われて、2人で記入された場合はどうなるのですか。 |
| 総務部長 | 事務上のいろんな面から考えると、どちらかにして下さいとお願いをしたいと思います。 |
| 委員長 | 規則の関係で他の質問がないようですので、今の期間の関係を調査していただけますか。 |
| 小野委員 | この180日というのが、西谷委員は長いと言っているのか、根拠さえわかっただけでいいと言っているのかわからないが、私は別段180日でもいいと思う。1つの例として田原本町と部長も言っておられるし、いろんな期間の定め方、また室生村のようにこういう規則がないように、どこの政治倫理条例にも施行規則にこれがあるとは限らないと思う。先程西谷委員がおっしゃってた公選法の3ヶ月にプラスアルファという考え方で田原本もそうされたのか、そのまま斑鳩町もそうしたのか、180日は長いのかなと思ったり、150日でもいいのかなと思ったりもするのですが、実際その辺の資料はないのですか。 |
| 総務部長 | それぐらいにしていれば、事務に支障を来さない。特にそれは通常あるものではございませんので、その時だけでございますので、例えば町長選挙の前ですと、選挙については慎重にしなければならないと、1つの大きな我々としての職務でございますので、それをしなければならないということで、この期間を外してしまえば請求ができないと |

ということになれば、また大きな問題になると思いますけれども、その期間さえ外してもらえればまた審査をしていただけるということになりますので、あえてそういう形でこれぐらいが妥当でないかなと我々の判断でいれました。

吉川委員 西谷委員は他の町村はどうであるかと問うておられるのだから、やはりそれは調べてもらいたい。他も規則をつくっておられると思うので、その中でぜんぜん定めてないという所があるのか、180日はこれだけあると、根拠としてはこうだということをもう一度答弁していただきたい。

総務部長 当然それは我々も知っておくべきことだと思います。勉強不足であったと思います。

吉川委員 他町村の資料を集めるのは部長が直接やられていないと思います。もし、担当がやっているのであれば担当の者に聞いてくれたらどうか。

委員長 暫時休憩いたします。（午前10時25分）

委員長 再開いたします。（午前10時45分）

先程ご協議いただいております規則の関係ですが、もう少しお時間かかるようですので、保留させていただいて、次に進めさせていただきたいと思います。

協議事項の1番3点目、請願についてご協議いただきたいと思います。お手元にし尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書の写しがいつていると思います。まず、請願書を局長の方で朗読していただきます。

事務局長 (請願書朗読)

委員長 通常でありますと付託先を決めるということになると思いますが、紹介議員さんもおいでになることですので、ご質問等ありますか。どのように扱うかご意見をいただきたい。

野呂委員 その補償について、集会所だけで終わりなのか。昭和団地で問題になっているのは堤防敷き沿いの家屋の敷地内にガス管と水道管が通っているということで、それがいつ爆発するかわからないので堤防敷きに移設をしてくれないかと、それを建設省で交渉していると。建設省としては東側の方は段差ができるので、堤防が高く家が低いということで、当然そこには町道を建設しないといけなだろうということ。もう1つの条件は、建設省は水道管、ガス管、将来においては公共下水道ということから共同溝の形であったら何とか検討しようということ、町議会に共同溝の計画図面、道路の3mにするのか4mにするのか、そういう計画書をちゃんと出しなさいと、出してきたら検討しましょうということなのです。ところが町はまだ出していないという状況。建設委員会でその点私が指摘したわけです。遅れていると、きちっと出さないと建設省も検討してくれないということ。

だから、こういう問題も以前にこの費用について、私有地の中での問題だと、それは買収した当時からわかっていたはずだと、だからそれは自己負担すべきだと、こういう指摘もされているわけです。

そしたら、公金を出すのだから私的な敷地内のものを出すのに、もちろんガス会社も町も責任あるということは認めているわけですが、いずれにしてもその資金の出方について町が全面的に負担するするというのであれば、理屈の通ったものでないといけない。

し尿処理場が建設された当時に昭和団地については補償してもらっていないというようなことから、そういう面については考慮してあげても

いいのではないかと。これが出てきて、あとの分がどうなっているのか。そういうものについて補償については高安にいたしましても極楽寺にいたしましても、いろんな多岐多様の後から追加もあって、改築の時にはさらに追加要求もあるというようなことも起こってきたわけです。そういう点も明確にしないと、どの範疇なのかということもある。単にこれだけと、これだけをしてもらったらいいいということについては、誰でも疑問が生じる。私はそういった問題点が内在しているのではないかと考えている。

あとは付託先です。どこかという問題だけです。

吉川委員

今、野呂委員が言われたことは少しニュアンスが違いますので説明を申し上げたいと思います。

水道管、ガス管については水道課もガス会社もやりますと、5,000万と2,000万と聞いています。5,000万がガスで2,000万が水道と聞いています。平成5年ごろから私も指摘し、これは替えてもらわないといけないと、ガス会社との交渉等やる中でまずそれを移設する場所、先程建設省と言われていました。確かに建設省です。建設省は昭和団地の昭和橋から竜田のところまで全部であったら貸しましょうと、こう言っている。ただこの沿線の方は前に道路が出るのが困るわけです。車止めるには持って来いですから、車を止めてある。私も何度も警察や建設省に行きました。それは住民の方がこうやおっしゃるから。しかし警察は道路交通法では道路でないので堤防の上これだけ建設省の用地があったら4mは斑鳩町が占用、買っているわけです。あと民家の間は買ってないわけです。当時も建設省と議論する中でそしたら自分の土地の前を道路と認めないと家は建たないと。当時はここに16mの計画道路があるからうちは認めない、こういうように私は思っている。その後少しニュアンスが変わっているわけですが、やはり同じようなことで文章で私はもらった。ただ今困っているの

は、移設をするのに占有を受けなければいけない。ただ下水管と配水管とガス管と水道管だけは占有は困る。やはり上も占有してもらわないと困るということを建設省は言っている。それだったらお貸ししましょうと。しかし12月この沿線の方全部寄って、話をしたわけです。寄ったけれども、この方付設するのはあかんと言われる。役員さんはやはり一生懸命ガス管等は老朽化してきているということで何とかしたいと言っているが、同じこの民間の所へ入れるのは同じお金をかけて困るので、何とか前へ入れたいということで話をさせてもらいました。水道課からもガス会社からも来てもらって、私らの家の中へ入れてくださいということで終わってしまった。その中で私は抜本的に解決をしないといけないのは配水管、小学校の埋立てする時に補償というより道路を使うので改修してもらって、それが流れが悪い。一番困っているのは、ここの沿線の方がいらんと言われる。この方が同意していただいたら進むと思う。水道課もガス会社もここへ入れたい。建設省の用地を借って入れたいということです。ただ野呂委員も言われるように共同排水溝をつくると、金額はわかりませんが、仮に1千万いるやつが先程2千万、5千万と言いましたが、5千万といってもここだけと違うわけです。この中にもあるわけです。この間も、今申入れされていますが町道の方を先にやってもらったらどうかと提案しているわけです。ここを後まわしにしても。あこもいっぺんに1年間で5千万出してくれるならいいけど、そうはいかんやろと。この前も3年ぐらいかかるのちゃうかと言っていた。

野呂委員 西の方は町道になっているのですか。

吉川委員 西の方は外へ出ているから問題ない。ここはみんな賛成している。ここからこっちの肝心のところが反対しているから困っている。7年にも同じ寄り合いをしたのですがだめだった。この間1月28日頃全体集会を開いてその結論が先程申し上げたとおりです。

野呂委員 その反対理由は何ですか。

吉川委員 理由は言われませんが、少し言われるのは、車。ここに道ができるのはいやだと言われる。しかし道はどっちにみちできます。それも今16mのところも15mのところもありますが、15mあっても4mの町道を6mに、ちょっと今図面を持っていませんが、町からもこういうやり方でやりたい、緑地帯を造って、始めは2mという提案があったけれど2mでは入らないから3mにしましょう。道を造って緑地帯で下げてそれで道路をつくりましょうと図面まで示してやっていただいています。しかしまだ反対がある。賛成の方が個々にあつたら多いけれど、会議になったら言われないので困っている。ガス会社も水道課も同じお金をかけるのだから、民間の下へはいれたくないと、またお叱りも受けるだろうということで今調整をして、建設省へも行ってもらっているというのが現状です。

委員長 付託先を決めさせてもらってもいいですか。

小野委員 し尿処理場の補償ということですので、そのものが野呂委員が言われたように集会所だけで終わるのか道路の問題もあるのかということもありますので、やはり補償ということから厚生いいんかいだと思えます。

吉川委員 もう1点、これの発端になったのは野呂委員が出された民法です。なぜ神南それくらいしてもらってるのに、うちも同じ神南やと、一番処理場に近いのになぜうちはしてもらえないのかと言われる。極端やけど神南に町会議員いてるけど、うちいてないからしてもらえないという意見も受けました。

それは違ふと。当時清水幹夫さんもおられたし、その後に清水正一さ

んもおられたし、そんな考えもっていませんと。

野呂委員　私が言ったのは、昭和団地も同じ神南3丁目、いちばんつかったと補償がないということ、ガス管の問題が出てきたからそれでしたらいいと指摘をした。

西谷委員　請願の割り振りですが、集会所建設ということよりも補償ということになったら、今までは補償というのはその施設ができるときにその関係の地域の自治会と町が寄って、その施設をつくるについては地元で補償としてこれだけのことをしますということで覚書をかかわす。それにのって補償という形でできたわけですが。そういう部分が全くないままに補償してくれということを出した場合に、本来補償というのは、今火葬場、焼却場、鳩水園とか、これを実際行政としては補償というのはどの範囲をとらえて、結果としてここは抜けていたのかとか、全体の補償工事そのものの定義から議論しないといけないと思う。単に集会所だけの問題ではないのではないのか。その大前提があって、そこで行政が全く昭和町という自治会が本来入らないといけないのに抜けていたのか、そうでないのかというところから議論を詰めないといけないのではないのか。そしたら補償というものの中で詰めてもらわないといけないのではないのか。

野呂委員　火葬場の時は、火葬場から500mの人の同意、し尿処理場の場合は何mか忘れてしまったけれども、同意がいったと思う。その時に気が良しにぱんと判を押してしまったのかな。

吉川委員　難しい問題だと思います。同じ補償でも、町から青写真持って説明に来たけど、それもどこに置いてあるのか、もう10年ぐらい前でない。たまたま私はそれに関わってたし、町の方から学校、プールとか言って

きた。あと神南に関する、稲葉もいっしょで、これも言わはったらどうですか、これもしてもらったら、今までの経緯もあるので、補償をしてもらった。仮に私が神南から出てなかったら、もっと少なく済んだし、ひよっとしたら請求してなかったかもしれない。町から示したものだけだったかもしれない。神南の者が言うよりも小学校へ行かれた方が、あそこへ言ったら臭いわという方が町はこたえるということも説明して同意してもらった。3回アウトになっています。

ただその時に仮に昭和町に議員さんいてたら、この問題は先に集会所かどうかわからないが、補償工事は必ず出ていたと思う。

委員長 厚生委員会でどうですかということですが、どうでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、厚生常任委員会に付託をさせていただきます。

協議事項については、以上のような形で結論をいただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、その他について、(1)斑鳩町分化振興財団理事の選出の報告について、この件について議長からご報告をいただきたいと思います。

議長 財団法人斑鳩町文化振興財団の理事の推薦については、前議長の木田議員と前総務委員長の松田議員さんがこの3月31日で任期満了となりますことから、理事の推薦の依頼がございました。2月2日に評議委員会が開催される予定であり、その中で理事候補について諮られるので、それまでに理事を選任して下さいということで、今回議長の私と総務委員長の森河候補が上がりました。

本来、議運でお諮りしないといけないのですが、2月2日に開催されるまでということで、議運の委員長に連絡をし、お諮りしましたら、こ

の形でいいのではないかということと、任期が13年4月1日から15年3月31日までということから、附属機関等委員選出基準の見直しをされる中で、議員から出る委員においても同じように任期までいくのがいいのではないかということで、候補として出させていただきました。後先になりますけれど、議運の前に評議委員会が行われたということで、ご了承願いたいと思います。

委員長 　ただ今議長からご説明いただきました件について、事後報告になります。ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　その他の（２）その他に入りますが、私の方から報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

レターケースの方に「平成12年度生駒郡議会議員親睦会並びにゴルフコンペ開催について」という文章を入れていただいている経過があると思いますが、その件に関わりまして、過日開催されました総務委員会の方で委員さんからご指摘がございました。こういう時期でもあるので、議長名でこのような形で開催の通達をされるのはいかがなものかと、もしそういうことであるのであれば、有志という形で呼びかけをしていただきたかったというような内容のご発言がありまして、できればその件について議会運営委員会でお諮りをいただきたいたいというご意見がございました。それを受けまして、その他のところで皆さんの意見等も聞かせていただきたいたいと思っております。その前に議長の方から経過について説明をいただきたいたいと思います。

議長 　昨年12月22日の正副議長会で、合併問題が浮上していく中で、隣近所の議員さん、また4役を知らない人が多いと、特に1期目の議員さ

んにおいては同じ生駒郡でありながら知らない人が多いと。共産党の方々はそれぞれ勉強会をされて、隣同士の議員さんを知っておられるということは承知しているけれども、そうした合併問題を考えていく中で交流の場を設けたらどうだろうかということだったのです。総務委員会を私、公務で途中でおらなくなったので、その委員さんの発言内容の議事録をコピーをいただいて、疑問とされていることをピックアップし、昨日下村会長のところへ行きました。指摘されていた個人負担でもいいのかという考え方はどうなのかと、いろいろ言われておりますが、山に上るのも自粛したらということもありますが、私自身の思いは会長は三郷町であったということで、あえて三郷、たまたま十三屋になったわけですが、生駒郡の議員4役が出席する場となるとそれだけ大きな所で親睦会を図るには仕方なかったのかなと思います。

1万円でいけるのかということの疑問もあって、年度末に予算の執行上の問題でこういうことを伴うのは仕方がないことと思わないでもないのですかという発言を委員さんがされております。そういうことの疑いがあるとはならないと、この1円たりとも公費が使われないのかどうか、ましてや会長自ら自腹をきられるようなことはないのか、お尋ねしました。十三屋においては飲み代も含めて1万円という了承のもとで決まったということ確認しております。

10月30日に地方分権について三郷町の図書館で全議員研修をさせていただいたわけですが、このことも踏まえながらも少しリラックスというか、食事をしながら腹を割って話をする時間があってもいいのではないかということから、今回こういう時期になったわけですが、そういったこと生駒郡の議長会からはいっさいないということを明確にさせていただきました。

3年ほど前までは、議論は議長だけでされていましたが、副議長も入って審議する方がいいのではないかということで、3年ほど前からこういう傾向でされています。

あえてその時は、次の会長がやられたときに考えていただいたらいいことであって、今回はこの形で行きたいということをおっしゃっていただいております。昨日もそのことを申し入れたのですが、やはり三郷町の議員さんにおいては4人の共産党議員もやはり皆さんとの親睦を図れるということでみんな楽しみにしてくれているし、ゴルフの件でも10名の方の参加も聞いているということで、あえて変更なしでこのままでやらせていただきたいということがありました。要するに研修も生駒郡の関わり合いの中で市町村合併の中で勉強もさせていただいている。その1票を盛り上げるために今回のこのような懇親的な関わりをさせていただいたということで了承してほしいと。ゴルフの件に関しては県の主催であったようでございますが、オンブズマン云々ということではなく、生駒郡の関わりの中で若干もめたことがあって、県主催は取りやめた。その中で何とかゴルフをやっていただきたいという声もかなり聞かせていただいたという経過でございました。下村会長の時にソフトボールで懇親会を図ってきた経過があるのですが、自分が会長の時は何かこういう催し物をするということで、おしかりも受けながらしているけれど、やはり誰かが手を挙げて皆さんとの親睦を図るのもあっていいのではないかとということで、今回はソフトボールでなくゴルフになったけれど、次の会長が親睦を図れる方法は何がいいのかを考えていただいてやっていただきたいと、だからこれを変更する気持ちはないし、また三郷町のメンバーも新しい議員さんにとったら三役、四役わからない、また議員さんの顔も名前もわからないということで、いい親睦であると期待されているということをおっしゃっておられました。

市町村合併の関わりの中で何とか親睦を図りながら、意気を高めていきたいというのが主でございます。

委員長

議長の方から説明がありました。何かご意見ございますか。

野呂委員 ゴルフコンペですね。これは良くないと思う。議員の中でゴルフをする者がどれだけいるのか。ゴルフ道具も持っていない人の方が圧倒的に多いのではないか。今森総理大臣の問題もあるし、・・・これは一体どれだけ掛かるのか。1万円では収まらないような気がする。

議長 それは別です。1万円は食事の分で、ゴルフは全て自費です。

野呂委員 自費にしても、やるのだったら今までソフトボールということでやってきている。だからそれを変更するのだったら、人数も限られてくるし、親睦にならないと思う。そういう点から共産党は賛成していません。ですからもっと参加できるようなものにすべきだと思う。

あと問題になるのは、合併問題があるからこういうのが必要だとか、三郷の議員も学習会で申し出ておりましたのは、三郷の共産党の議員は今まで国民宿舎でやっていたのを出たことないと、他の議員から言われていると、だから今回出た方がいいかなと、いうことを言われていました。ですからそれについても、私どもとしては同じ共産党の中でも批判があるということです。十三屋ということですが、合併問題がある中で、各町の議員の交流が必要というのであれば、この間図書館を借りてやっているのだから、もっと学習できるような施設、国民宿舎とか三郷であるのだから、なぜ国民宿舎を使わないのか、食事もできて研修室もあるのだから、机をおいて議論もできる。十三屋では議論にならないと思う。そういう点から問題があると思う。

小野議員 今聞かせていただいて、ゴルフコンペが良くないとか、十三屋が良くないとかいうのは論外だと思います。議長会で案内をさせていただいているということだと思う。そのゴルフについても全く個人負担でしませんかという趣旨であると解釈してましたし、何名かゴルフをする議員に声をかけてみようと思っている。その中で、ゴルフがいけないという

ことですが、今までのソフトボールやったら良かったのかという議論にもなってくると思う。あの時は公費でやっていたのですよ。ですから今回はそういうことは一切なくして、各自個人負担でやるのだから別に問題は無いと思う。そのことで議長が下村会長に話をされたということですが、総務委員会で話が出たとか、議会運営委員会で議論をしてほしいとか、私は理解できないです。議運や総務委員会で議論をすべき問題ではないと思う。正副議長会の中で決められたのではなく、生駒郡町村議会議長会の会長が私どもの議長にこういう案内を出していただいた。それで議長から参加しませんかということだと思う。だから何も議運や総務委員会で議論する問題で無いと思います。これは議会議員として参加するのはもちろん自由だし、強制もしていない。全くの自己負担である。また、十三屋での1万円というのも下村会長がいろいろご尽力をいただき、どこからも1銭も出さないということが明確にされているのだから、決して問題は無いと思う。

ゴルフが16人の中で多数親睦の場に誘えるかどうかという問題があると思う。ソフトボールが今までやってきた中で、それは参加が多かったと思う。それは何年もやってきているわけです。それを変えてしまってゴルフ愛好者だけやるのだったら、同じようにソフトボール大会もやるのだったら、まだ理解できると思う。費用の面については前回皆の掛け金から出していたと思う。ですから公費は使っていないと思う。ですから、なぜゴルフになったのか、なぜ郡の議長会がそういうことを呼びかけるのかと、そういうこと自体がおかしいと思う。

野呂委員 先ほど議長が合併問題の機運を高めるとおっしゃったのですが、郡の議長会としては合併を進める方向で動いて結集していくということで方針が出ているのですか。

西谷委員 生駒郡ということで議長会では決まっていません。できれば広域圏で

ということがあります。そういう意味では広域圏で先進地に合併問題の協議会をつくられているところに行きました。けどまずは生駒郡もそういう話し合いをする場としてなかったから、そういうことも踏まえて集まっていったらどうだろうかと、親睦の方が主だと思いますが、その中で合併の話も反対賛成の議員もいるわけですから、その中からやればどうだろうかということです。

議長 郡の議長会でそういう合併の方向で決まっておれば、それに向けてこの間のような研修をやり、今回もあれでは不満足なので、再度合併の話があつて、親睦会をやるという流れで、郡の合併に向けての議員としての認識、意識を高めるためにやるのだったら納得できるけれど、そういうふうにはあの案内では取れなかった。松田議員さんにしてもそういう思いでああいう発言をされたのだと思う。

西谷委員 もう少し謙虚な気持ちで考えられないのかと思う。野呂委員さんが言われるのも一理あると思う。しかし、ソフトボールやったらみんな全員行くかと言ったら行けないと思う。ですからソフトボール3回やったら、ゴルフを1回やるとか、仮に斑鳩町の議長だけ反対と言っても、あと3町が賛成したら放っておくわけにはいかないと思う。一応決まったのだから、後の親睦会については大事だと思うし、それも自分の自費で行くと言っているし、強制でもないし、その音頭を議長会がとってもらったということで、参加する者は参加する、参加しない者は参加しないということで、議運で何も議論をすることではないと思う。

ただ、今後の問題として、野呂委員や西谷委員が言うようなこともあると思うが、こうして決まったものをとやかに言う問題でないと思う。

吉川委員 手順が間違っていると思う。そういう経過を踏まえて、今までソフトボールをやってきたと、信貴山で飲食もやってきた。そういうことをや

ってきたけど、全協なんかでそういうことについて諮られるということであれば、やっぱり皆さんの意見を聞きたいということからしないと、曲がった形で、皆さんが期待していないような形で決められてしまうと思ったのです。

野呂委員　　そういうことでやって行ったら一番いいのですが、うちが会長をもったときにはそういう話をするとか、したらいいと思う。私が会長をさせてもらったとき、ゴルフという話もあったわけです。しかしソフトボールの方が多く集まるだろうということでソフトボールをやったのですが、そういう声が出ていたのは確かです。今度斑鳩がリーダーシップをとるときに今指摘されているように、斑鳩で一番いい方法を考えたらいいと思う。

吉川委員　　いろいろ議論、ご意見をいただいたわけですが、入り口の所から整理しなくては行けないことが多くあると思いますが、今回は議会運営委員会のまとめとしては、いろいろ意見をいただいたと、そのいただいた意見をそのまま全協に反映させていくということによろしいですか。

(委員了承)

委員長　　それではそのようにまとめさせていただきたいと思います。
部長が戻っていただいておりますので、先ほどの規則の関係でお調べいただいたことについて説明お願いいたします。

総務部長　　電話で問い合わせたわけですが、現在制定されているのは10市町村ございました。2市6町2村です。その中で先ほどの関係で規定を設けているのが4町、規定を設けていないのが4市町村、担当者が否かって聞けなかったのか1市1村ございました。そういったことで規定ありの

中で3町が180日、1町が60日でございます。

委員長 具体的に聞いておきましょうか。

総務部長 郡山市規定なし。三郷町規定なし。榛原町規定あり、180日。田原本町規定あり、180日。室生村規定なし。當麻町規定なし。広陵町規定あり、180日。大淀町規定あり、60日。香芝市と下北山村が担当者不在で聞けませんでした。

委員長 この事に関わって、何かありますか。

(質疑、意見なし)

委員長 そうしましたら、お調べいただきましたことをご理解させていただいて、ご提案いただきました施行規則と審査会の規則をこのような形でさせていただきたいということで、私どもとしては了解させていただくということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それではそういう形で取り扱いをさせていただきます。

委員長 その他の所に戻らせていただきます。この機会をお借りいたしまして、私の方からお詫びと若干のご報告についてさせていただきたいと思っております。

12月議会の全員協議会で議長の方から議員皆さんに報告がなされておりました議会事務局長の退職勸奨に関わる件で、ご迷惑をおかけしたことがありますので、そのことについて陳謝をさせていただきたいと思

いますので、少し時間をいただきたいと思います。

できたら議題というより、休憩中で報告をさせていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

野呂委員 私は具合悪いと思います。議事録に残してもらいたいと思う。

小野委員 委員長が陳謝という形で発言されておりますので、その中で議論がいろいろ出てくる中で、委員長の判断で休憩に切り替えていいのではないかと思います。報告だけ先にさせていただいて、その中で委員長の判断で休憩をしていただいたらと思う。

野呂委員 私もその問題について尋ねたりしようと思っている。ですから休憩中で議事録に残らないということになると、後先の話の関連性がわからなくなると思う。委員長の陳謝することについては私は異議をもっておりませんから、その所議事録に残らなければ話にならないと思う。

委員長 それではこのまま続けさせていただきますが、そうしますと具体的に関わっての話になりますので、局長には退席してもらおう方がいいと思いますがどうでしょう。

暫時休憩（午前11時48分）

（事務局長退席）

再開（午前11時50分）

委員長 先ほどお話しさせていただいた件に関わって、私の方から経緯、説明をさせていただきたいと思います。

年末の12月議会の全員協議会で議長から局長のことに関わりましてご報告をいただいたことについては、全員協議会の場でありますので、ここにご出席の皆さんは事前にご理解をいただいているというふうに思

います。それを確認させていただいた上で、1月5日出初め式の日でありましたが、議長、副議長と当委員会の私と吉川副委員長の4人で経緯の確認のために、助役の所に行ってまいりました。既にそれまでの時点で議長は16名の議員の総意であるということをはっきりとされた上で、議長が単独で局長への慰留並びに辞表届を預かりを図られながら、助役さんへの働きかけをされておられたように聞いております。私どもはそのことも受けまして、また全協での議員皆さんの思いを私は私なりに感じさせていただきながら、60才の定年制をひかれているのであるから本人の意志に反して、退職を勧奨されるということについてはいかなるものかというような思いもありましたので、その真意を確かめるべく助役さんの所に4人で行かさせていただいたというのが、1月5日の日で行きました。

その時に、助役さんから人事の件については基本的にかまわないでほしいという強い申し出がありました、それから60歳定年制が引かれているということについても理解をしているし、本人にその意欲と意思があるのであれば、今後議員皆さんの意向が強うということであれば、それはそういうふうにしてもらうということについて考えたいということをおっしゃっておられました。ただ、局長のことに関わっては、ご本人がまったくされて受けておられるというふうには自分は理解をしているので、そうではないのかということでありました。

それで私どもはそれら件に関わりまして、私たちとしても人事にかまうつもりはありません。ただご本人の意思については十分に尊重されるべきだと考えていますということをお願いしました。助役さんがお尋ねさせていただいたことについて、町長にも伝えてほしいということをお願いして退席をいたしました。

その後、局長は自らの意思で辞表願いの撤回のために、助役さんと町長に面会を求められまして、了承をされ、現在は定年まで仕事を全うするという道を選ばれているというふうには私どもは理解をし、確認をして

おります。

ところで、確か1月17日付であったと聞き及んでおりますが、これに関わりまして匿名の文書並びに特定の議員宛にポスティングがあったように私は聞いております。ただ、そのことに関わって私はその行為がなされたことのみを確認いたしておりまして、私宛にはその文章をいただいておりますので、そのことを確認しているということに留めておきたいと思っております。

それから、過日野呂委員から電話をいただきまして、正副でということになれば、即刻議運で諮って報告すべきではないかという形での進言がございました。その件につきましてはお電話でも野呂委員には申し上げさせていただいたわけですが、私はその手順をさせていただきますので、誠にその点につきましては申し訳なく思っておりますので、この場所をお借りしまして、この事について陳謝をさせていただきたいと思っております。

この件に関わっては当然委員さんからおしかりもありましょうし、質問等もあるかと思っておりますので、時間の許す限り意見を聞かせていただきたいと思います。

野呂委員

私も12月の全員協議会で局長が辞めるということを自ら表明をされ、辞めると思っていたのです。ところが1月17日付で投書がきたわけです。これは後で聞いたら町長、松田議員に来ているということでありました。私はそのことをご紹介しますと、人事権は任命権者にあり、年齢60年定年制の公務員であっても、斑鳩町の管理職においては近年58才で自主退職をされております。行政を最小の経費で最大の効果を挙げるめにはやむを得ない時代かとも考えます。平成12年度末の退職者には4名の方がお辞めになると聞かせていただいておりますが、そのうち1名については議会の先生方による町長への直談判、申し入れにより退職願いの撤回をしてもらわれたと聞いております。お辞めになる4

名の職員のお方は各分野でプロであったと聞かせていただいております。議会議員にあつては単に側近においでになるということで、町長に者を申し上げ、辞職願いを撤回させたというそれだけの力がおありなら、58才の残り1名のお方にも今年4月で60才になられる女性の方と同じ光を与えてやってこそ斑鳩町の議員と言えるのではなからうか。1人の職員をかわいがるのではなく全職員に光を当たるようにするのが活力ある行政に繋がるのではなからうか。聞く限りでは今回の女性職員は平成12年4月時点で59才に既になっておられ、退職肩たたきしておかなければならなかったのでは、それが斑鳩町の習わしとなっているのならば万やむを得まい。議員も動かした女性職員もそうだが・・・と書いてある。

実際これで私は初めて知ったわけです。ご承知のように人事については、町が議会の職員についても派遣するという形できたと思う。議長が職員の人事権についてあるということなのですが、私は12月議会までに議長が動いて理事者側と相談して交渉したと、それを受けて局長が辞めるということになったと思う。それをあと議長外の者が動いていくということは、だれがその今言った4人に、本人は意思決定しているのに、それをひっくり返すと、そういうことを委任したのか。全員協議会なんかで今後の事務局体制について論議がされて、局長に是非とも残ってほしいという話が少しでもあったのなら、あるいは議運でも出ておったのなら何にも思わないのですが、全くそんなことは聞いたことがないし、この投書で初めて聞いた。そういうことがまかり通るなら、今後の人事についてここでも書かれているように他の人についてどうしてあげるのか、1人だけ議会の側近にいてからそういうことをしてもらえるのかという意味のことを書いてあるわけです。だから町民もそう思うと思う。今委員長が陳謝してくださったけれど、正副委員長の行き過ぎた行為であると、人事についてはそういうことをすべきでないと思うのです。私はそういう点から白紙に戻すと、そういう働きかけについて

はなかったものとするというようにしないと、私は町長と助役に合ったわけですが、結局は議員全部の意向だと言われたというのです。そんなことはない、議運でも全協でも諮られたこともないし、4人以外は他でそういうことを聞いたものはないということで、2役にも言ったのです。

議会の役職がよって、特に議会運営については理事者側としてはスムーズな運営について協議いただきたいという望みがありますから、議会については煙たいという側面がありますから、幹部が言った場合には聞かざるを得ないという所に追い込まれると思う。そういう点から考えて、私はどうしてもこの事については理解できない。

60才定年制をいうのであれば、議会として全協で諮って決議をするなりすべきだと思う。

吉川委員 確かに4人で行ったことは事実であるが、人事をかまいに行っているのではない。60才までに行けるのに管理職になったら58才で辞めなくては行けない。それは考えてもらわないといけないということだけを言っただけです。

小野委員 委員長の報告にもあったように、ほとんどの議員さんは慰留とかそういうことで考えておられたと思いますし、私の聞き違いかどうかしれませんが野呂委員自体が「局長、もう1年やったらどうか」というようなことを言っておられたという記憶をしているのです。

それと、今の問題について、議会運営として議会運営委員長と副委員長、それと正副議長が1月5日に行っていたと、この事がいかなのか、局長が一旦出した退職願をそういう議会の方でそういう働きかけをしたために取り下げられたのか、私ももう1名の方ということで聞いておりますが、その方にも理事者側はどうするのか聞いておられると思います。その方は完全に辞めると。だから、1月5日の件で、肩たたき

をするなという圧力をかけた様子はないと思います。野呂さんから圧力があつたという発言があつたのですが、私はこの行為については何ら問題はないと思います。

西谷委員 基本的に議員は人事に関わるべきではないと思う。住民から見た場合、誤解を招く行動ではなかったのかと思う。

野呂委員 もう1年やってくれたらなという気持ちはあつたわけです。そういうことを言ったかもしれませんが、それとは別の話です。議員が働きかけて、本人が決断下したものをひっくり返していると、そういうことでしょう。それがなかったら本人もお願いにいかなかったと思う。そのところがおかしいと思う。

小野委員 正副議長、正副委員長が助役に申し入れされたときに、森田課長については再度意思を確認されたとき、森田課長はあくまでも辞めるということで撤回しなかったと聞いております。その点について総務部長ご存じならお聞きしたい。

総務部長 この関係については助役の方から、再確認されたということは聞いております。

小野委員 結果的に撤回しなかったということですね。

総務部長 そのとおりです。

野呂委員 しかし、今までの流れとしてそうしてやってきた。ですから、私は議会が動くのであれば60才まで、全議員の意向だということで制度化せよということなら分かる。個人1人をするということはおかしいのでは

ないかと思う。

小野委員 職員の方が辞表を出してそのままおられるのも自由だし、その時の事情で考え直して撤回するのも自由だと思う。

野呂委員 たとえば局長が辞めると言っていたのを撤回したというのであれば異常でないわけです。しかし、そこに介在したのが議員の有力者がいるということです。これは単に議会だけのことでなく、人事全体に関わることでと深く捉えているから、これが野放しになると、やっていんだなということになりますね。

委員長 暫時休憩（午後0時25分）

委員長 再開（午後0時45分）

それでは私の行動でありましたが、ご報告申し上げ陳謝をさせていただいたということで、この場を納めさせていただきます。

最後になりますが、3月定例会初日お忘れなく食事を済ませて12時30分にお集まりください。

これで本日の議会運営委員会を終了いたします。（午後0時46分）
